

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 市をじり貧にさせるキャッシュレス決済の推進を止めよ

質問要旨

本年の一般会計補正予算(第4号)の反対討論でも述べ、令和3年9月定例会の一般質問でも詳しく指摘してきたように、QRコードを使ったキャッシュレス決済によるポイント還元事業は、公益性に関する欠陥や市からの富の流出という観点から考えると、市が推進してよいものではない。キャッシュレス決済を広めることを目的とした都や国の補助金は、いわば禁断の果実である。

富の流出について再度説明する。例えば20%のポイント還元事業を行い、ポイント還元分として仮に2億円用意された予算がすべて消化されたとする。このとき決済は10億円分なされている。決済手数料が3%なら3千万円が手数料として市外に流出している。つまり10億円売り上げた事業者の実質的売上は9億7千万円である。仮にこの全額を事業者がまたキャッシュレス決済で使えば、そこでも手数料が発生し、今度は約2,900万円が市外に流出する。こうして、キャッシュレスで支払を受けた事業者が全額をまたキャッシュレスで支払うということを繰り返せば、たった8回の決済で、累計2億円以上が手数料として市外に流出することとなる。つまり、投じた2億円分の予算は、たった8回の決済で市から消え去ることになる。それ以降も手数料を引かれ続け、市の富が流出し続ける。

なお、どんなに沢山の現金があっても、決済の度に3%の手数料が持って行かれるなら、全額を交互に130回決済するだけで33円になってしまう(手数料が1円切捨ての場合)。

つまり、キャッシュレス決済が広まれば広まるほど、市は貧しくなる構図がある。

キャッシュレス決済によるポイント還元事業については、経済波及効果があるという根拠のない話が何度も主張されてきたが、実際は大きくマイナスとなる波及効果ではないか。

こうした検証がきちんとなされない限り、国や都から予算が出るからと言って安易に市はキャッシュレス決済を自ら広める立場にあってはならない。ましてや別の用途にも使える財源であれば、機会損失が生じることから、市に与える損害はなおさら大きいものになる。

以下質問する。

1. 決済の度に決済手数料分が市外流出するため、キャッシュレス決済が広まれば広まるほど市内から富が失われるという認識は正しいか。
2. キャッシュレス決済によるポイント還元事業では、付与されたポイント分を使う際も手数料が発生するか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和4年11月17日 小平市議会議員 殿 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
